

災害時における物資の供給に関する協定書

宝塚市

株式会社m i k j a p a n

災害時における物資の供給に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社m i k j a p a n（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、宝塚市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、物資を調達する必要がある場合は、原則として別表2の要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、原則として宝塚市内のm i k j a p a n店舗とし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

3 甲が乙に協力を依頼した物資の運搬中に発生した物的又は人的損害については、甲乙協議のうえ、その賠償にあたるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決

定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その代金を乙に支払うものとし、支払いの時期は甲乙協議して決定するものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換や可能な範囲で甲が実施する防災訓練等への参加に努め、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲乙双方いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以降も同様とする。

(要請の優先順位)

第11条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 1月 23日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 大阪府大阪市旭区千林2丁目11番24号
MIK千林ビル3階
株式会社mik japan
代表取締役 薄井 英司

別表1 (第3条関係)

災害時における供給物資

種類	物資名
OTC医薬品等	風邪薬、鎮痛剤、湿布薬、ビタミン剤、胃腸薬、目薬、皮膚薬、かゆみ止め、虫刺され、殺虫剤 等
日用品等	使い捨てカイロ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ミルク缶、生理用品、紙おむつ(大人用・子供用)、ペーパータオル、ゴミ袋、アルミホイル、ラップ、ウェットティッシュ、乾電池 等
食品等	飲料水、アルファ化米、カップラーメン、飴、チョコレート、缶詰、栄養補助食品(カロリーメイト等)、コーンフレーク 等
トイレ関係	携帯トイレ、トイレ消臭剤、ポリタンク 等
衛生用品	絆創膏、ガーゼ、包帯、マスク、サポーター、綿棒、体温計、冷却シート 等
燃料	カセットコンロ、ガスボンベ、チャッカマン、マッチ、ろうそく 等
エチケット	洗わないシャンプー、払拭剤、からだ拭きタオル、汗拭きシート、制汗剤、アルコール除菌剤、除菌シート、歯ブラシ、歯磨き粉、液体ハミガキ、入歯洗浄剤 等
その他	甲が指定する物資等

別表2 (第4条関係)

年 月 日

株式会社m i k j a p a n 御中

宝塚市長 山崎 晴恵

要請書

災害時における物資の供給に関する協定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	搬入場所	備考

市担当者
連絡先

連絡体制表

令和7年1月23日現在

甲（宝塚市）

所在地 〒 665-8665 住所 宝塚市東洋町1番1号
担当部署（郵便物等の宛名に使用） 宝塚市役所 第二庁舎2階 都市安全部 総合防災課
電話番号 第1優先 平常時及び平日（直通）0797-77-2078 （内線4811）
FAX番号 0797-77-2150
電話番号 第2優先 休日・夜間（防災センター）0797-71-1141

乙（株式会社mik japan）

所在地 〒 535-0012 住所 大阪府大阪市旭区千林2丁目11番24号 MIK千林ビル3階	
電話・FAX 番号	担当部署
第1優先 TEL 06-6955-1139 FAX 06-6955-1339	担当部署 株式会社mik japan 代表
第2優先 TEL FAX	担当部署